

情報提供

那医発第 115 号
令和 7 年 5 月 28 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会より「疑義解釈資料の送付について(その25)」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局: 宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

沖医発第 243号
令和 7年 5月26日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安 明



疑義解釈資料の送付について(その25)

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、疑義解釈資料の送付について(その25)の通知となっております。

厚生労働省より、令和6年度診療報酬改定に関するQ&A「疑義解釈資料の送付について(その25)」が発出されております。

詳細については、別添をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「令和6年度 診療報酬改定に関する情報」への掲載が予定されておりますことを申し添えます。

記

● 疑義解釈資料の送付について(その25)

(令和7年5月20日(日医発第305号)(保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局保険課: 赤嶺
TEL: 098-888-0087
FAX: 098-888-0089
hokenka@okinawa.med.or.jp

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院】

問 1 機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院の施設基準において、「各年度 5 月から 7 月の訪問診療を実施した回数が 2,100 回を超える場合は、次年の 1 月までに在宅データ提出加算に係る届出を行うこと」とされているところ、令和 6 年 3 月 31 日時点で在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の届出を行っている医療機関においては、令和 7 年 5 月 31 日までの間に限り基準を満たしているものとされているが、令和 7 年 6 月 2 日までに様式 7 の 11 の届出を行うことができなかった医療機関の取扱い如何。

(答) 令和 7 年 6 月 2 日までに、試行データの提出に係る様式 7 の 10 の届出を行った医療機関においては、令和 8 年 1 月 31 日までの間に限り、当該基準を満たしているものとする。

令和 6 年度 5 月から 7 月の訪問診療を実施した回数が 2,100 回を超える機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院において、令和 7 年 6 月 2 日までに様式 7 の 10 の届出を行っていない場合、令和 7 年 6 月 2 日までに機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院の届出を取り下げる必要があるため、留意すること。なお、この場合、要件を満たせば、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の届出を行うことができる。

また、令和 7 年 6 月 2 日までに様式 7 の 10 の届出を行った場合であっても、遅くとも令和 7 年 9 月及び 10 月の試行データを、令和 7 年 11 月 27 日までに外来医療等調査事務局へ適切に提出した上で、令和 8 年 2 月 2 日までに在宅データ提出加算の届出に係る様式 7 の 11 の届出を行っていない場合、令和 8 年 2 月 2 日までに機能強化型在宅療養支援診療所及び機能強化型在宅療養支援病院の届出を取り下げる必要があるため、留意すること。なお、この場合も、要件を満たせば、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の届出を行うことができる。